

日本医学ジャーナリスト協会幹事及び幹事会規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本医学ジャーナリスト協会（以下「本協会」という）定款第20条に定める幹事及び幹事会に関する必要事項を明確にすることを目的とする。

(幹事の職務)

第2条 幹事は本協会の月例会やシンポジウムの企画と運営、協会賞の選考、会報の原稿執筆と編集、本協会ホームページの制作、他団体との交流など本協会の業務を推進する。

(幹事の選任)

第3条 幹事は理事会において会員から選任する。幹事は30人以内とする。理事及び監事は幹事を兼務しない。

(幹事の任期)

第4条 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠のため又は増員により就任した幹事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(幹事の解任)

第5条 幹事が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他幹事としてふさわしくない行為があったとき。

(幹事会)

第6条 幹事会は会長が招集する。幹事会には幹事及び理事、監事が出席して意見を述べることができる。

(委員会の設置)

第7条 本協会の業務を遂行するため理事会の議決により複数の委員会を設け、理事及び幹事は委員会に所属する。必要に応じて理事会の選任により理事及び幹事以外の会員が委員会に所属することができる。

(委員長の選任)

第8条 各委員会に委員長1人を置く。委員長は理事会が選任する。委員長は委員会を招集し、委員会を統括する。

(改定)

第9条 本規程の改定は理事会の議決による。

(補則)

補則1 本規程は2018年に理事会で定めた「特定非営利活動法人日本医学ジャーナリスト協会幹事会規則」の改定である。

補則2 本規程が理事会の議決で定められた時点において幹事である者の任期はその時点における理事の任期と同じとする。

(本規程は2022年4月22日の理事会の議決により承認され同日から施行された。)